

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和7年2月27日

佐賀県産業労働部産業人材課長

1 業務内容

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度「佐賀県外国人材雇用サポート事業」企画・運営業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙業務委託仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県産業労働部産業人材課が指定する場所 |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

<単独事業者の場合>

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積

- 極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務と同種又は類似の業務について、令和5年度以降に完了した実績を1件以上有すること。

<複数事業者による共同事業体の場合>

- (1) 全ての構成員が上記<単独事業者の場合>の(1)から(6)までの条件を満たすこと。
共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 スケジュール

- 公募開始 令和7年2月27日(木)
- 質問書受付締切 令和7年3月7日(金) 午後5時(Eメール必着)
- 質問書回答 令和7年3月11日(火)
- プロポーザル参加申込締切 令和7年3月14日(金) 午後5時(Eメール必着)
- 参加資格通知書送付 令和7年3月18日(火)
- 企画提案書等提出締切 令和7年3月24日(月) 午後5時(書面及びEメール必着)
- 審査会 令和7年3月27日(木) 午後
- 契約候補者決定通知 令和7年3月28日(金)(予定)

4 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県産業労働部産業人材課産業人材(外国人)担当
所在地 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59
電話 0952-25-7310
電子メールアドレス sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法
令和7年2月27日(木)から同3月27日(木)まで佐賀県ホームページに掲載する。

5 説明会 実施しない。

6 参加申込

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、Eメールで上記担当課に提出し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和7年3月14日(金) 午後5時まで
- (2) 参加資格の確認結果は、令和7年3月18日(火)までに通知する。

※提出書類については別添「説明書」のとおりとする

7 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、別途Eメールでも提出するこ

と。

- (1) 提案書の内容は、別添「説明書」のとおりとする。
- (2) 提出期限 令和7年3月24日（月）午後5時まで
注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため配達記録が残る方法とすることとし、上記期限までに必着とします。

8 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和7年3月27日（木） 14時00分～
- (2) 場所 佐賀県庁新館9階産業労働部内会議室（佐賀市城内1丁目1番59号）
- (3) 事前に提出した企画提案書等に基づいて参加者による対面形式もしくはオンライン会議形式のプレゼンテーション、および質疑応答を行う。参加者によるプレゼンテーション時間は15分、参加者への質疑応答時間は15分程度を目安とする。
※対面、オンライン会議の併用も可
- (4) その他 個別の開始時間、オンライン会議のURL等については、参加者ごとに別途連絡する。

9 結果の通知

令和7年3月28日（金）までに書面によりすべての参加者に対し通知する。

10 評価に関する事項

- (1) 審査員は、県が定める審査項目に従って審査を行い、最優秀者を決定する。
- (2) 審査項目 別添「評価基準」のとおり
- (3) 結果通知 すべての参加者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。

11 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次によりEメールで提出すること。なお、電話、来訪、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書（様式1）
- (2) 受付期間 令和7年2月27日（木）～3月7日（金）午後5時
- (3) 回答は、令和7年3月11日（火）までに回答する。また、必要に応じ、応募者全員に回答する。

12 契約に関する事項

(1) 契約候補者

県は、審査において評価点の最も高い者を最優秀者として、本業務委託に係る契約候補者とする。また、最低基準点をあらかじめ定め、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀者を選定する。

なお、最優秀者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会の意見を聴衆したうえで、審査会の会長が決定する。

ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

- ① 契約候補者が、本プロポーザルの参加要件を満たさないこととなったとき
 - ② 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき
 - ③ その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能となったとき
- (2) 契約金額
- 契約金額は、別添業務委託仕様書に記載の委託上限額を超えないものとする。
- (3) 契約内容及び実施条件
- ① 本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重したうえで、候補者との協議により定める。なお、協議の過程で提案の一部（内容、金額）について変更を求めることがある。
 - ② 企画提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により県がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (4) 業務の再委託
- 業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ること。
- (5) 契約保証金
- 当該契約に係る100分の10以上に相当する額。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、または一部を減額して契約を締結する場合がある。
- ① 契約候補者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。
 - ③ 契約候補者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13 その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出する企画提案書は、参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は、認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (3) 本プロポーザルに係る企画提案書等の作成及び提出等に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに4の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。

- (8) 次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。
- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
 - イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。
 - ウ 令和7年2月定例県議会において、当該業務の予算が成立しないとき。この場合は佐賀県ホームページに公示を行う。